

第4回
高等学校入学者選抜制度に係る
県立学校教育懇話会

令和7年5月7日

県庁旧館2階
教育委員会室

会 議 次 第

1 開 会

2 委員長挨拶及び各委員紹介

資料 1 ・ 資料 2

3 議 事

- (1) 新たな佐賀県立高等学校入学者選抜方針素案について
- (2) 新たな佐賀県立高等学校入学者選抜制度について

資料 3

4 その他

- (1) 第5回懇話会について
- (2) その他

5 閉 会

<資料>

- 資料 1 高等学校入学者選抜制度に係る県立学校教育懇話会 委員名簿
- 資料 2 県立学校教育懇話会について
- 資料 3 新たな佐賀県立高等学校入学者選抜方針素案

<巻末資料>

- ・ 県立学校教育懇話会 設置要綱

県立学校教育懇話会 委員名簿

資料 1

No.	所 属	職名	氏 名	備考
1	佐賀大学大学院 学校教育学研究科	教授	嘉村 直樹	学識経験者
2	西九州大学こども学部	教授	草場 聡宏	〃
3	佐賀新聞社	編集局長兼 論説委員長	桑 原 昇	〃
4	佐賀県高等学校PTA連合会	会長	西 岡 豊	保護者代表
5	佐賀県PTA連合会	副会長兼 母親委員長	末永 麻梨子	〃
6	小城市教育委員会教育長	教育長	大野 敬一郎	市町教育長会連合会代表
7	佐賀工業高等学校	校長	原口 哲哉	県高等学校長協会会長（専門）
8	佐賀西高等学校	校長	笹谷 留里子	県高等学校長協会会長（普通）
9	小城市立牛津小学校	校長	真子 真波	県小中学校校長会代表
10	佐賀市立東与賀中学校	校長	石井 博善	〃
11	小城高等学校	教頭	倉富 美鈴	学校関係者
12	致遠館高等学校	特任指導教諭	上赤 真澄	〃

（事務局名簿）

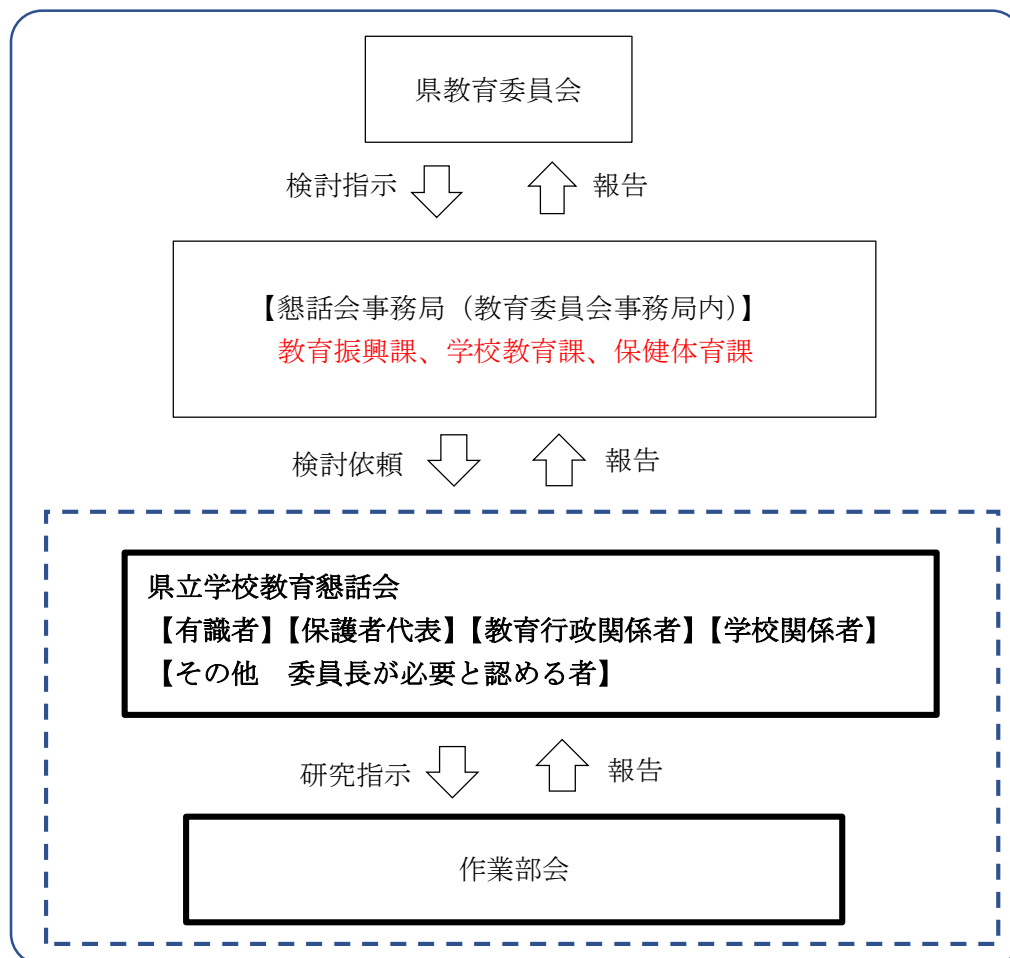
No.	所 属	職 名	氏 名	備 考
1	教育委員会	副教育長	横田 英治	
2	〃	〃	原岡 秀直	
3	〃	〃	江島 宏	
4	教育振興課	課長	梶島 秀樹	
5	〃	企画主幹	亀崎 真人	
6	〃	指導主幹	大島 恒平	
7	〃	係長	吉田 佳代	
8	〃	指導主事	山崎 洋志	
9	学校教育課	課長	山口 明德	
10	〃	参事	藤田 大輔	
11	保健体育課	課長	江口 賢久	

県立学校教育懇話会について

1 懇話会の目的

県立学校の教育環境を整備し、一層の充実を図るため、佐賀県立中学校・高等学校の教育課題の検証を通して、今後の教育施策の在り方について検討を行う。

2 懇話会の位置づけ



3 懇話会事務局

- ・ 教育委員会事務局内で、懇話会における検討テーマの策定、懇話会からの報告を踏まえた実施計画案の検討等を行う。
- ・ 関係課・室は以下のとおりとする。
教育振興課、学校教育課、保健体育課

4 開催目的

◎ 「佐賀県教育大綱 Vol. 3-人づくり大県さが-」の策定（2024 年 1 月）、新学習指導要領の実施、特色・魅力ある教育の実現に向けた指針としてのスクール・ポリシーの策定など、児童生徒を取り巻く環境の変化を踏まえ、現在の県立高等学校入学者選抜制度について検証するとともに、今後の望ましい制度の在り方について議論していただくもの。

令和 7 年 3 月 26 日
佐賀県教育委員会

新たな佐賀県立高等学校入学者選抜実施方針素案

1 新たな佐賀県立高等学校入学者選抜の実施時期

令和 10 年度入学者選抜（令和 7 年度の中学 1 年生が対象）

2 新たな佐賀県立高等学校入学者選抜の方向性

- **分かりやすい選抜方式にします。**
 - ・ 一般選抜選考Ⅰ・選考Ⅱを廃止し、特色型選抜（選考）及び一般選抜（選考）の 2 つの型の選抜を実施
- **受検生の能力や意欲を多面的に評価します。**
 - ・ 多様な評価を行う機会の設定
（スポーツや文化・芸術等の実績、特定教科の重点評価、スクール・ポリシーとのマッチング等）
 - ・ 各教科の学力検査に加え、面接・自己表現・作文・実技検査・学校独自問題等の検査を組み合わせた評価
- **中学校で身に付けた学力を、「育成すべき資質・能力の三つの柱」に基づいて評価します。**
 - ・ 各教科の学力検査や実技検査による、「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」の評価
 - ・ 面接・自己表現・作文等による、「学びに向かう力」の評価
- **受検生が安心して受検できるようにします。**
 - ・ 重点評価枠（不登校経験や発達障害のある生徒等の募集枠）の継続
 - ・ 配慮が必要な受検生を対象とした特例措置・特別枠の充実
 - ・ 本人に帰責しない事情により受検ができない受検生への追検査の実施
 - ・ 再募集の実施
- **受検生や中学校・高校にとってより適切な実施時期を検討します。**
 - ・ 高校を取りまく環境の変化等に対応した入学者選抜の実施時期について検討
- **中学校・高校における入学者選抜関連業務の簡素化・省力化を目指します。**
 - ・ 調査書の簡素化
 - ・ Web 出願の検討

新たな佐賀県立高等学校入学者選抜について

佐賀県教育委員会

I 入学者選抜制度見直しの背景と目的

- 現行の佐賀県立高等学校入学者選抜制度は令和2年度入学者選抜から導入され、令和7年度まで6回の入試を実施した。その間、特別選抜の募集枠の改編（令和5年度「特色ある教育課程推進指定校枠」設定）や、帰国・外国人生徒等募集枠の新設、追検査日程の変更、二次募集の廃止と再募集の新設など、細かな改善を行いながら現在に至っている。
- 佐賀県では令和6年1月に「佐賀県教育大綱 Vol.3-人づくり大県さが-」を策定し、「自分で自分のことを決められる子ども」「高い志と佐賀に誇りを持った骨太でたくましい子ども」「豊かな感受性や人を想う優しさを持った子ども」「佐賀の未来を担う、多様な個性を持った人材」を育てることとしている。
- 現在、全ての佐賀県立高等学校では、学校の魅力や強みを磨き上げることにより、学校の活性化を図るとともに、社会に有為な人材の育成・輩出を目指す「唯一無二の学校づくり」に取り組んでおり、それぞれ特色化を進めている。
さらに、令和6年度から「三つの方針（スクール・ポリシー）」を策定し、これらの方針に基づいた学校運営をおこなっている。
- 現行の学習指導要領は「主体的・対話的で深い学び」により、三つの資質・能力をバランス良く育成することを目指し、中学校では令和3年度から全面実施、高等学校では令和4年度から年次進行で実施され、令和6年度が完成年度となった。
- これらの児童生徒を取り巻く昨今の教育環境の変化を踏まえ、佐賀県が育てたい子ども像や、新たな学力の評価に基づき、生徒の学ぶ意欲と高等学校のスクール・ポリシーとのマッチングが最大限はかれるような入学者選抜制度を目指す。

2 県立学校教育懇話会における主な意見

- 佐賀県教育委員会では、「高等学校入学者選抜制度に係る県立学校教育懇話会」を令和7年1月以降3回にわたって開催し、現行の入学者選抜制度の成果と課題や、今後の入学者選抜の在り方について、有識者や学校関係者等から意見聴取を行った。

以下は、その主な意見である。

【県立学校教育懇話会における主な意見】

(1) 現行の入学者選抜制度の成果と課題

- 特色型（現行の「特別選抜」）は募集枠等の見直しの余地があるが、それぞれの学校で学びたいという強い思いを持っている生徒の募集や、それぞれの学校の特色に応じた選抜を学校が主体的に実施できることについて、機能している。
- 一般選抜における選考方法（選考Ⅰ・Ⅱ）は、よりシンプルで分かりやすい制度が望まれる。

(2) 今後の入学者選抜の在り方

- 生徒の学ぶ意欲と高校のスクール・ポリシーとのマッチングが重要である。
- 受検生に自らの意欲や思いを表現する機会があってもよい。
- 受検生にとって分かりやすい入試制度にする。
- 県内外から進学してもらえるような入試制度にする。

3 今後のスケジュール（予定）

時 期	内 容
令和7年4月～6月	新たな佐賀県立高等学校入学者選抜制度の検討
令和7年7月	新たな佐賀県立高等学校入学者選抜制度（概要）の決定・公表
令和7年8月～	新たな佐賀県立高等学校入学者選抜制度の広報・周知
令和9年7月	令和10年度佐賀県立高等学校入学者選抜募集定員の決定・公表
令和10年（時期未定）	新たな佐賀県立高等学校入学者選抜実施

県立学校教育懇話会設置要綱

佐賀県教育委員会

(目的及び設置)

第1条 県立学校における制度の在り方や諸課題について検討するため、県立学校教育懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇話会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

(1) 学識経験者 (2) 保護者代表

(3) 教育行政関係者 (4) 学校関係者

3 懇話会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から教育長が指名する。

4 その他、上記以外に委員長が必要と認める者をもって委員に充てることができる。

(委員長及び副委員長の職務)

第3条 委員長は、懇話会の会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第4条 懇話会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 懇話会で協議する事項は、委員長が定める。

4 教育長は、懇話会に意見を聞く必要があるときは、委員長に対し、協議すべき事項を示して、会議の招集を求めることができる。

5 委員長は、必要に応じて、懇話会の委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(作業部会)

第5条 委員長は、必要な事項の検討を行うため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会の組織については、委員長が別に定める。

(事務局)

第6条 懇話会の事務局は、佐賀県教育委員会事務局教育振興課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月3日から施行する。

この要綱は、令和7年1月20日から施行する。